

## 京成本線荒川橋梁架替に係る事業調整協議会 規約

### (名称)

第1条 この協議会は、「京成本線荒川橋梁架替に係る事業調整協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、関東地方整備局及び京成電鉄株式会社が事業主体として実施する、京成本線荒川橋梁架替事業(以下「本事業」という。)に係る諸課題について、東京都、荒川沿川の墨田区、江東区、足立区、葛飾区及び江戸川区と共有し、課題の解決に向けて連携・協力等することにより、早期の架替工事の着手、円滑な事業の推進等を目的とする。

### (協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1に掲げる協議会構成員(以下「構成員」という。)をもって構成する。

- 2 協議会の庶務を行うため、関東地方整備局荒川下流河川事務所に事務局を置き、協議会の招集、運営等を行う。
- 3 事務局は、必要に応じて構成員以外の者の参加を協議会に求めることができる。

### (協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1) 本事業の進捗状況の報告。
- 2) 本事業の理解と協力を求めるための説明・広報活動等の調整。
- 3) 本事業の課題の解決に向けた連携・協力等の調整。

### (幹事会)

第5条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる幹事会構成員をもって構成し、協議会の運営に必要な事項を審議する。

### (議事概要)

第6条 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、構成員の確認を得た後、公開するものとする。

(協議会の公開)

第7条 協議会については、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、議事内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り公表しないものとする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 この規約は、令和2年11月17日から施行する。

別表1(協議会)

【協議会構成員】

国土交通省関東地方整備局 河川部長
国土交通省関東地方整備局 荒川下流河川事務所長
京成電鉄株式会社 鉄道本部 建設部長
東京都建設局 河川部長
墨田区長
江東区長
足立区長
葛飾区長
江戸川区長

別表2(幹事会)

【幹事会構成員】

国土交通省関東地方整備局 河川部 河川調査官
国土交通省関東地方整備局 荒川下流河川事務所長
京成電鉄株式会社 鉄道本部 建設部 建設課長
東京都建設局 河川部 計画課長
墨田区 都市整備部長
江東区 土木部長
足立区 都市建設部長
葛飾区 都市整備部長
江戸川区 土木部長